

京都府附属機関設置条例の一部を改正する条例

京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表知事の項中

京都府公衆浴場入浴 料金審議会	物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務
--------------------	--

を

京都府公衆浴場入浴 料金審議会	物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務
京都府国民健康保険 運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項及び第3項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。